

令和5年5月2日

各小・中学校保護者様

多治見市教育委員会

令和5年5月8日（月）以降の学校における
新型コロナウイルス感染症対策について

すでにご承知のように、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の5類感染症に移行します。

つきましては、本市小・中学校では、下記のとおり対応しますので、ご理解ご協力をお願いします。

記

1 学校における基本的な対応

- ・学校の教育活動では、マスクの着用を求めません。
- ・毎朝のお子さんの健康チェックと、それに伴う健康チェックカードの提出は行いません。
- ・ただし、家庭での健康状態の把握、適切な換気、手洗いや、咳エチケットの励行については、引き続き協力をお願いします。本日配布の「健康セルフチェックシート」をご活用ください。

2 感染が確認されたお子さんに対する対応

- ・出席停止となります。期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。
- ・出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用をおすすめします。
- ・濃厚接触者としての特定は行いません。新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていないお子さんについては、直ちに出席停止の対象となることはありません。
- ・治癒後、登校するにあたり、学校に陰性証明等を提出する必要はありません。

3 その他

- ・今後の新型コロナウイルス感染症対策について、気になることがある方は、お子さんが通う学校に、気軽に相談してください。

健康セルフチェックシート



☆ 家を出る前に確認しましょう

- 普段よりも高い熱又は高熱（目安37.5℃前後より高い）はありませんか
 - 咳はありませんか
 - のどの痛みやくしゃみなどの風邪症状はありませんか
 - 強いだるさや息苦しさはありませんか
 - 下痢等の消化器症状（普段とは異なる症状）はありませんか
 - 頭痛（普段とは異なる症状）はありませんか
- ・ 普段と異なる症状がある場合は、無理をしないで、自宅で休養しましょう
なお、その場合は必ず学校に連絡をお願いします
 - ・ コロナ陽性の場合は、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用にご協力ください

確認できるところに貼るなどして活用してください